

東松山市社会福祉協議会

第3期発展・強化計画

<令和8年4月～令和13年3月>

令和8年3月

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会



## はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、災害や感染症への備え、地域生活課題の複雑・多様化など、地域福祉をめぐる課題はますます深刻さを増しています。こうした中で、誰もが安心して暮らし続けられるまちを実現するためには、行政や専門機関だけでなく、地域住民、関係団体、企業など、多様な主体がそれぞれの力を生かし、共に支え合うことが不可欠です。

東松山市社会福祉協議会は、これまでも地域福祉の推進を柱に、多くの皆様と協働しながら事業を進めてまいりました。併せて、介護サービスや地域支援事業などを展開し、地域の多様なニーズに応える取組を積み重ねてきました。しかし、社会の変化が一段と速さを増す中で、地域福祉活動の推進に加え、法人としての持続可能な運営力の強化や経営基盤の安定化、質の高いサービスを提供できる体制の整備が、これまで以上に重要となっています。

こうした状況を踏まえ、今後5年間の方向性を示す「第3期発展・強化計画」を策定しました。本計画は、地域福祉のさらなる推進に加え、法人運営体制の強化、介護事業等の持続的な展開、そして多様な地域課題への迅速かつ的確な対応を目的とするものです。

計画の推進にあたっては、地域住民の皆様や地域のさまざまな団体の皆様、福祉事業者、行政などとの連携を一層深め、地域の共助力を高めながら、安定した法人運営とともに、地域全体を支える仕組みづくりを進めてまいります。皆様の温かいご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、「第3期発展・強化計画」の策定にあたり、ご尽力いただきました発展・強化計画策定委員会の皆様には、ご多忙の中、貴重なご意見やご提言を賜りましたことに心より感謝申し上げます。今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

東松山市社会福祉協議会  
会長 金子 守

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨・目的	1
第2章 計画期間	2
第3章 当協議会が目指すもの(基本理念、方針)	2
第4章 計画の位置付け	4
第5章 計画の構成	5
第6章 事業群ごとの重点取組	6
第7章 計画の推進体制	29

## 【資料編】

1. 計画の策定経過	32
2. 策定委員会、ワーキンググループ	
(1) 要 綱	34
(2) 委員名簿	37

## 第1章 計画策定の趣旨・目的

東松山市社会福祉協議会（以下「当協議会」という。）では、地域福祉の推進を目的に、第2期発展・強化計画（以下「第2期計画」という。）の成果と課題を踏まえつつ、社会情勢や地域を取り巻く状況の変化に対応できる法人づくり、及び地域福祉の持続的発展を目指すことを目的として、第3期発展・強化計画（以下「本計画」という。）の策定に取り組みました。

近年、少子高齢化の進行や地域における人と人とのつながりの希薄化、さらには自然災害や感染症の頻発など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中で、地域福祉推進の中核を担う当協議会には、これまで以上に柔軟で持続可能な運営体制の構築とともに、住民の多様な福祉ニーズに応える実効性の高い取組が求められています。

これまでの第1期発展・強化計画（以下「第1期計画」という。）や第2期計画では、当協議会が有する市町村社会福祉協議会として本来的に担う小地域福祉活動の推進やボランティア活動の支援などに取り組んでいます。加えて、介護老人保健施設の運営をはじめとする多様な介護サービスを展開しているという特徴を生かしながら地域福祉の推進に努めてきました。

本計画の策定にあたっては、第1期計画や第2期計画の考え方や取組を踏襲しつつ、まず、前計画に基づいて実施してきた各取組の成果や課題を、日々の実務を担っている職員自らが主体的に振り返りました。その過程では、SWOT分析の手法を用いて、内部資源（強み・弱み）や外部環境の変化（機会・脅威）を整理し、今後継続すべき取組や新たに強化すべき領域を明確化しました。

この分析を踏まえ、本計画においても、これまでの流れを引き継ぎ、3つの事業群ごとに、体系的に期間内に取り組むべき事項を整理し、「あるべき姿」を明確にしたうえで、計画的に実施していくこととしています。

また、令和7年度からスタートしている「第三次東松山市地域福祉活動計画」との整合・連動を図りつつ、住民や関係機関との協働・対話・参画を重視し、地域福祉の中核的な推進役としての責任を役職員一丸となって果たしていきます。

## 第2章 計画期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

## 第3章 当協議会が目指すもの（基本理念・方針）

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、地域住民の皆様や地域のさまざまな団体の皆様、福祉事業者、行政などとの協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命としています。

### 【 理 念 】

地域住民が共に支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 【 方 針 】

#### ① 住民の主体的参加と協働による「支え合いのまちづくり」の実現

- ・ 地域住民、自治会、民生委員・児童委員を始めとする、地域のあらゆる団体・組織との連携、協働を図るとともに、地域福祉を支える人材の確保、育成を行うことにより「支え合いのまちづくり」を実現する。

#### ② 利用者本位の福祉サービスの提供

- ・ 地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳を持った生活をするための自立支援や自己決定支援、また、利用者の安心と満足を第一に考えた、利用者本位の柔軟で使いやすいサービスを提供する。

### ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

- 地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備する。

### ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦

- 地域の様々な課題の対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の問題を捉えなおし、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや福祉活動の開発にたゆみなく挑戦する。

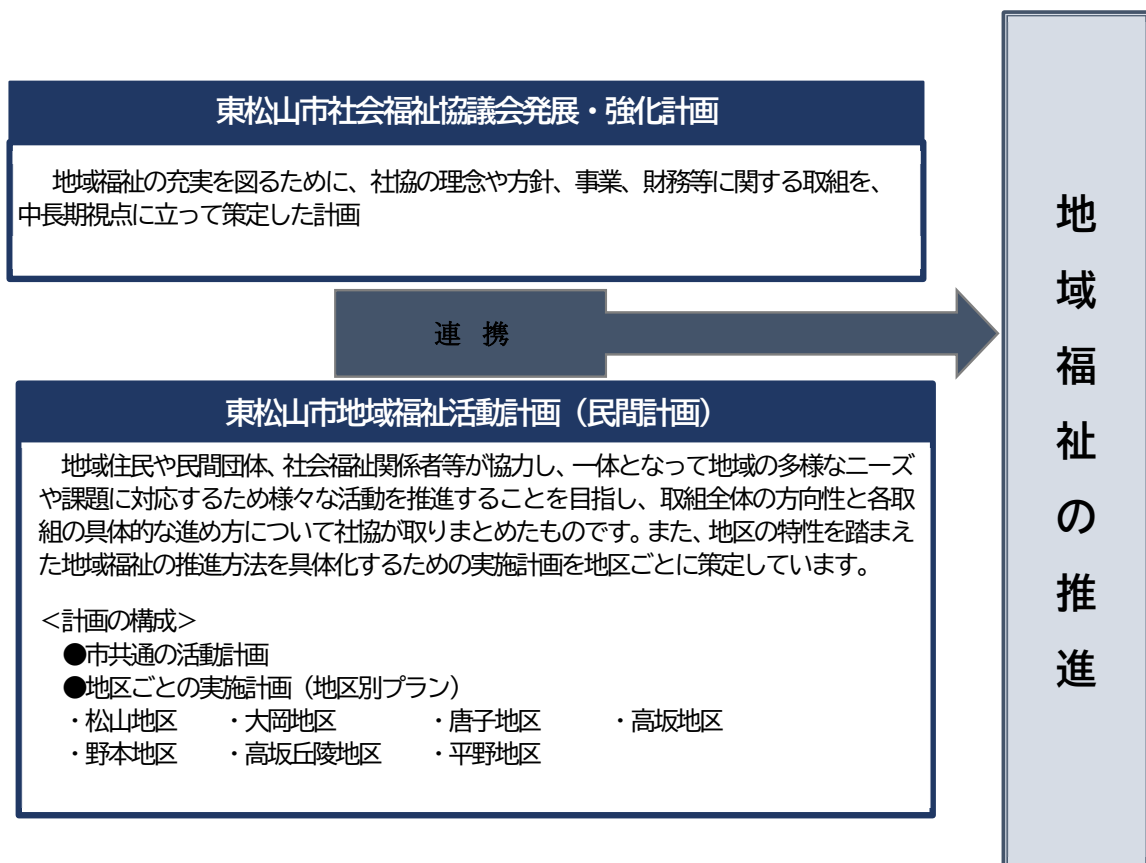
### ⑤ 地域住民から信頼される組織づくりと人材育成

- 地域に開かれた組織として、積極的な情報発信を行うとともに、コンプライアンスを確保した体制を構築し、透明性と中立性、公正さのある経営を行う。また、当協議会の職員として、自覚と誇りを持てる人材の育成に取り組む。

## 第4章 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進する当協議会がその使命を達成するために、事業運営・経営の方針を明確にし、重点的に取り組む事業・財務等の具体的な内容を定めた中期計画です。

各事業を体系的に整理し、先に策定された「第三次東松山市地域福祉活動計画」と連動性を持つことで、その実効性を担保しています。



## 第5章 計画の構成

当協議会は、多くの事業を実施しています。これらの事業について、第2期計画と同様に、事業の性質ごとに3つの事業群を引き継ぎ、事業群ごとに重点取組を定めました。

<b>第1群</b> 住民の主体的な活動の支援、福祉サービスの利用支援等を通して、多様化する地域生活課題の解決に向けた取組を行う事業群	
	地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取組支援等の事業群です。
<b>第2群</b> 介護サービスにより地域福祉を推進する事業群	
	介護保険法や障害者総合支援法等に基づくサービスで制度の動きを把握し、法改正や報酬改定といった制度環境の変化に備えるとともに、将来を見据えた経営が求められる事業群です。
<b>第3群</b> 円滑且つ適正な事業運営を実施するため、組織基盤を整備する事業群	
	適正な法人運営を行うとともに、総合的な計画や各部門間の調整等を行う事業群です。

## 第6章 事業群ごとの重点取組

本計画では、第2期計画までの成果や課題を検証・評価したうえで、地域福祉を推進するために特に重要な取組として、事業群ごとに3つの重点取組を設定します。

第1群 重点取組	①社協支部活動の推進強化 ②地域における支え合い・見守り活動の推進強化 ③権利擁護支援の推進強化
第2群 重点取組	①利用者から選ばれる事業所となるための取組の推進 ②多様なニーズに対応できる人材育成 ③サービスの提供体制の整備
第3群 重点取組	①事業計画の効率的な推進と予算管理の強化 ②地域福祉推進の担い手・団体等の確保 ③災害等に対応できる組織体制の構築

事業群ごとの計画期間内に取り組む事項、5年後の「あるべき姿」等を次の表のとおり整理し、計画的に実施してまいります。

<b>第1群重点取組 1 社協支部活動の推進強化</b>	
<b>取組理由</b>	<p>高齢化や核家族化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住民が身近な地域で助け合い支え合う仕組みである小地域福祉活動が大変重要である。小地域福祉活動の推進に当たっては、福祉圏域ごとに様々な活動主体で構成される社協支部の存在意義が大きく、地区別プラン推進に当たっても重要な役割を担う。一方で、社協支部の認知度の低さや担い手不足が課題として挙がっており、協力者の確保や機能強化に向けた取り組みが必要である。</p>
<b>目指す姿</b>	<p>地域の様々な活動主体が積極的に社協支部活動に参画することで、地域の活性化や地域生活課題の発見や解決に向けた取組等、社協支部の機能が最大限発揮される体制づくりを実現します。また、若い世代を含む幅広い世代が社協支部を理解し、活動に参加することで、小地域福祉活動が活発かつ持続的に行われる地域づくりを目指します。</p>
<b>年次計画</b>	
<b>年度</b>	<b>実施項目</b>
令和8年度	<p><b>【社協支部および地区別プランに関する理解促進】</b></p> <p>①SNS・広報紙および地域活動の場での周知（地域住民）</p> <p>②社協支部に関するリーフレットの作成</p> <p>③社協支部の現状把握・課題整理</p> <p>④支部関係者向け研修会の開催（社協支部の役割について）</p> <p><b>【地区別プランの推進支援】</b></p> <p>①地域福祉連絡会議における地区別プランに関する情報共有</p> <p>②地区別プラン評価シート・評価方法の整理</p>
令和9年度	<p><b>【社協支部および地区別プランに関する理解促進】</b></p> <p>①住民向け啓発講座の開催</p> <p>②他自治体の社協支部の取組に関する情報収集</p> <p><b>【地区別プランの推進支援】</b></p> <p>①地域福祉連絡会議における地区別プランに関する実践報告</p> <p>②支部を中心とした地区懇話会の開催（第三次計画について）</p>

<p>令和10年度</p>	<p>【社協支部および地区別プランに関する理解促進】</p> <p>①若い世代を対象とした啓発活動の取組検討（夏のボランティア体験プログラム、福祉教育の活用）</p> <p>②民生委員・児童委員を対象とした研修会の開催</p> <p>③社協支部の現状把握・課題整理</p> <p>④支部関係者向け研修会の開催（他自治体の取組ケース紹介）</p> <p>【地区別プランの推進支援】</p> <p>①地域福祉連絡会議における地区別プランに関する実践報告</p> <p>②支部を中心とした地区懇話会の開催（第三次計画評価について）</p> <p>③「第四次東松山市地域福祉活動計画地区別プラン」策定部会立ち上げ</p>
<p>令和11年度</p>	<p>【社協支部および地区別プランに関する理解促進】</p> <p>①住民向け啓発講座の開催</p> <p>②若い世代を対象とした啓発活動</p> <p>【地区別プランの推進支援】</p> <p>①地域福祉連絡会議における第三次地域福祉活動計画評価および第四次計画に向けた方向性共有</p> <p>②支部を中心とした地区懇話会の開催（第四次計画の計画内容について）</p> <p>③第四次東松山市地域福祉活動計画地区別プラン」策定部会による地区別プランの策定</p>
<p>令和12年度 (第四次地域福祉活動計画開始年度)</p>	<p>【社協支部および地区別プランに関する理解促進】</p> <p>①「第四次地域福祉活動計画地区別プラン」に関する地域住民への周知</p> <p>②若い世代の支部活動への参加の機会の創出</p> <p>③社協支部に関するリーフレットの見直し</p> <p>④社協支部の現状把握・課題整理</p> <p>⑤支部関係者向け研修会の開催</p> <p>【地区別プランの推進支援】</p> <p>①地域福祉連絡会議における第四次地区別プランに関する共有</p> <p>②支部および関係機関との地区懇話会の開催（第四次計画の共有および取組について）</p> <p>③「第四次東松山市地域福祉活動計画」と連動した「第4期発展・強化計画」の策定</p>

評価指標等	令和6年度基準	目標（令和12年度）
1. 社協支部の理解促進に関わる研修会等の参加者数	—	参加者数 =1500名（延べ） （令和8年度～ 12年度：5年間計）
2. 社協支部の認知度の向上 ※「第四次東松山市地域福祉計画」の策定にあたり、東松山市が地域福祉の現状・課題を把握する基礎資料として実施する市民アンケートの結果を指標とする。	「名前も活動内容もよく知っている」の割合 =5.5%	「名前も活動内容もよく知っている」の割合 =10.0% （R11年度評価時）
3. 社協支部を中心とした住民主体の話し合いの参加者数（地区懇話会・地域福祉活動計画地区別プラン策定部会）	—	参加者数 =140名 ※7地区×20名 （R12年度）
4. 支部における地区別プランの推進割合	—	各地区別プランの「主な取組」に対する達成割合=100% （R11年度評価時）

**第1群重点取組2 地域における支え合い・見守り活動の推進強化**

<p align="center"><b>取組理由</b></p>	<p>8050問題やひきこもり、生活困窮等、地域生活課題は多様化・複雑化している。また、制度の対象とならない生活支援に対する支援ニーズも増加している。</p> <p>これらに対応するためには、住民同士の見守り・支え合い活動の推進や職員の専門性向上、既存の枠組みにとらわれない仕組みづくりが必要である。</p>
<p align="center"><b>目指す姿</b></p>	<p>地域住民同士の見守りや支え合い活動が活発に行われるとともに、身近な相談窓口である地域福祉コーディネーターの専門性や多機関連携が強化されることで、支援を必要とする人が早期に必要なサービスに繋がることができ、孤立を防ぎ、安心して暮らせる地域社会を実現します。</p>
<p align="center"><b>年次計画</b></p>	
<p align="center"><b>年度</b></p>	<p align="center"><b>実施項目</b></p>
<p align="center">令和8年度</p>	<p><b>【見守り活動の推進】</b></p> <p>①見守り活動に関するリーフレットの作成および地域住民向け研修会・アンケートの実施</p> <p>②「東松山市あんしん見守りネットワーク」における協力機関としての当協議会の役割整理</p> <p>③地域ごとの支え合い・見守り活動の現状把握・課題整理（地域イベント・サロン・シニアクラブ等の通いの場、見守り活動等）</p> <p>④避難行動要支援者避難支援プランに関する職員研修</p> <p>⑤「避難行動要支援者」に関する市との情報共有および登録者に対する見守り活動の検討</p> <p><b>【生活支援の充実】</b></p> <p>①支え合いサポート事業に関する利用者・サポーターへのアンケートを通じた現状把握および課題整理</p> <p>②生活支援サービス実施団体との情報交換会の開催</p> <p>③移動手段に関するニーズ整理および先進事例の情報収集</p> <p><b>【地域福祉コーディネーターの機能強化】</b></p> <p>①地域福祉コーディネーターの「業務マニュアル」「業務チェックリスト」及び「つなぎ先専門機関一覧」の作成</p> <p>②地域福祉コーディネーターの役割・機能の整理</p> <p>③コミュニティーソーシャルワークに関する研修</p>

<p>令和9年度</p>	<p><b>【見守り活動の推進】</b>  ①見守り活動に関する住民主体の取組検討  ②見守り活動に関する民生委員・児童委員との意見交換会の実施（社協支部、民生委員・児童委員が協働した取組評価）  ③前年度検討を踏まえた避難行動要支援者名簿登録者に対する見守り活動の実施</p> <p><b>【生活支援の充実】</b>  ①支え合いサポート事業の要綱見直し  ②障害福祉サービス事業所に対する支え合いサポート事業やボランティア活動に関する意向調査  ③住民参加型の移動支援サービスに関する具体的な取組内容の整理  ④生活支援サービスに関するインフォーマルな資源ガイドの作成</p> <p><b>【地域福祉コーディネーターの機能強化】</b>  ①チェックリスト、マニュアル活用による地域福祉コーディネーターの業務の標準化および業務の習得状況の確認・評価  ②コミュニティーソーシャルワークに関する事例検討会</p>
<p>令和10年度</p>	<p><b>【見守り活動の推進】</b>  ①地域ごとの支え合い・見守り活動の現状把握・課題整理  ②住民による見守り活動の取組支援（継続）</p> <p><b>【生活支援の充実】</b>  ①見直し後の支え合いサポートの周知・実施  ②障害福祉サービス事業所等へのアプローチによる多様な主体の支え合い活動・ボランティア活動の支援  ③生活支援サービス提供団体との情報交換会の開催  ④住民参加型の移動支援サービスの試行実施</p> <p><b>【地域福祉コーディネーターの機能強化】</b>  ①コミュニティーソーシャルワークに関する研修</p>

<p>令和11年度</p>	<p><b>【見守り活動の推進】</b>  ①見守り活動に関する民生委員・児童委員との意見交換会の実施（社協支部、民生委員・児童委員が協働した取組評価）  ②避難行動要支援者に対する見守り活動の事例検討</p> <p><b>【生活支援の充実】</b>  ①支え合いサポート事業に関する利用者・サポーターへのアンケートを通じた現状把握および課題整理  ②新たな担い手確保に向けた大学のサークルや企業へ対するアプローチ  ③住民参加型の移動支援サービスの実施</p> <p><b>【地域福祉コーディネーターの機能強化】</b>  ①チェックリストによる地域福祉コーディネーターの業務の習得状況の確認・評価  ②地域福祉コーディネーターが多機関と協働し、支援した好事例のまとめ</p>
<p>令和12年度</p>	<p><b>【見守り活動の推進】</b>  ①地域ごとの支え合い・見守り活動の現状把握・課題整理  ②見守り活動に関するリーフレットの更新  ③見守り活動に関する地域住民向け研修会およびアンケートの実施  ④避難行動要支援者避難支援プランに関する市との情報共有および今後の取</p> <p><b>【生活支援の充実】</b>  ①生活支援サービスに関するインフォーマルな資源ガイドの見直し  ②住民参加型の移動支援サービスの評価</p> <p><b>【地域福祉コーディネーターの機能強化】</b>  ①地域福祉コーディネーター「業務マニュアル」「業務チェックリスト」「つなぎ先専門機関一覧」の見直し  ②地域状況を踏まえた地域福祉コーディネーターの役割の再整理  ③実践事例を元とした研修</p> <p>※第4期発展・強化計画策定に向けた課題整理</p>

	令和6年度基準	目標（令和12年度）
1. 日常の見守り活動に関する住民向け研修会の参加者数	—	・研修会の参加者数 = 300人 (令和8年度～令和12年度)
2. 見守り活動に関する民生委員・児童委員との意見交換の機会	—	・意見交換会の参加者数 = 100名 (令和12年度)
3. 見守り活動に関する地域住民の意識向上および取組の増加	—	・「見守り活動をしている」と回答した人の割合 = 20%増加。 (令和8年度と令和12年度のアンケート比較)
4. 支え合いサポーターの数および登録者のうちの実働数の増加	登録者数：119名 登録者の活動割合：36% (令和7年時点)	・登録者数：150人 ・登録者の活動割合：60% (令和12年度)
5. 住民参加型の移動支援サービスの創出	—	・住民参加型の移動支援サービスの協力者の数 = 14名 (令和12年度)
6. 地域福祉コーディネーターのコーディネート機能向上	—	地域福祉コーディネーターのつながりにより、専門機関の支援につながった数 = 50件 (令和12年度)

<b>第1群重点取組3 権利擁護支援の推進強化</b>	
<b>取組理由</b>	身寄りのない単身高齢者の増加や、家族関係の希薄化等により、成年後見制度等の権利擁護支援の必要性が高まっている。また、権利擁護支援を必要とされる方の中には、複雑化した課題を抱える方も多い。これらに対応するため、地域における権利擁護の支援体制の強化が必要不可欠である。
<b>目指す姿</b>	身寄りのない単身高齢者や家族関係が希薄な方、認知症高齢者や障害者など、意思決定支援が必要な方々に対して、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援が、職員の高い専門性と多職種・住民連携によって円滑に行われている状態を目指します。また、複雑化した課題にも対応できる体制を確立し、誰もが安心して地域で暮らせるための権利擁護支援を推進します。
<b>年次計画</b>	
<b>年度</b>	<b>実施項目</b>
令和8年度	<p>【権利擁護支援の地域連携・支援体制の強化】</p> <p>①「東松山市成年後見推進協議会」の設置および「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築</p> <p>②権利擁護に関するニーズ把握（関係機関へのアンケート）</p> <p>③関係者向け研修会の開催</p> <p>【権利擁護の担い手育成】</p> <p>①市民後見人養成講座修了者を対象とした日常生活自立支援事業における権利擁護支援の実践支援</p>
令和9年度	<p>【権利擁護支援の地域連携・支援体制の強化】</p> <p>①後見人・専門職等との連携体制強化の仕組みづくり</p> <p>②令和8年度実施のアンケート結果に基づく課題整理と取組検討</p> <p>③住民向け研修会の開催</p> <p>【権利擁護の担い手育成】</p> <p>①市民後見人養成講座修了者を対象とした法人後見事業における権利擁護支援の実践支援</p> <p>②第二期市民後見人養成講座の開催（R9～R10）</p> <p>③親族後見人向け研修会</p> <p>④当協議会の法人後見受任要件等の見直し</p>

令和10年度	<p>【権利擁護支援の地域連携・支援体制の強化】</p> <p>①関係者向け研修会の開催</p> <p>【権利擁護の担い手育成】</p> <p>①受任調整会議の仕組みづくり（市長申し立てを踏まえた市との連携・協議）</p> <p>②市民後見人登録者名簿への登録</p> <p>③監督人受任に向けた職員の専門性向上のための研修・準備</p>
令和11年度	<p>【権利擁護支援の地域連携・支援体制の強化】</p> <p>①権利擁護に関するニーズ把握（関係機関へのアンケート）</p> <p>②住民向け研修会の開催</p> <p>【権利擁護の担い手育成】</p> <p>①受任調整会議の開催</p> <p>②監督人受任体制の整備</p> <p>③親族後見人向け研修会</p> <p>※「東松山市成年後見制度利用促進基本計画」に基づく成年後見センター機能の評価および市との共有。第四次地域福祉活動計画立案に向けた課題整理</p>
令和12年度	<p>【権利擁護支援の地域連携・支援体制の強化】</p> <p>①令和11年度実施のアンケート結果に基づく課題整理と取組検討</p> <p>②関係者向け研修会の開催</p> <p>【権利擁護の担い手育成】</p> <p>①選任された市民後見人の活動支援</p> <p>②第三期市民後見人養成講座の開催（R12～R13）</p> <p>※第4期発展・強化計画策定に向けた課題整理</p>

評価指標等	令和6年度基準	目標（令和12年度）
1. 成年後見制度利用に関する相談件数の増加	相談の対象となる方の実数 = 135人	相談の対象となる方の実数 = 170人
2. 成年後見センターの利用意向に関する割合の増加 ※「東松山市成年後見制度利用促進基本計画」の策定にあたり、東松山市が地域福祉の現状・課題を把握する基礎資料として実施する市民アンケートの結果を指標とする。	成年後見センターを「利用したい」の割合 = 29%	成年後見センターを「利用したい」の割合 = 35%
3. 受任調整に際して連携・相談した専門職の増加	相談・マッチングできる3士専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）実数 = 14人	相談・マッチングできる3士専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）実数 = 20人
4. 市民後見人養成講座修了者の増加	—	市民後見人養成講座全過程修了者数 = 60人 (初回からの総数)
5. 市民後見人登録者名簿登録者の確保	—	講座修了者のうち、権利擁護の実践支援を経て市民後見人登録者名簿への登録者 = 5人
6. 法人後見受任数の増加	法人後見受任数 = 1件	法人後見受任数 = 6件

<b>第2群重点取組1（利用者から選ばれる事業所となるための取組の推進）</b>	
<b>取組理由</b>	利用者から選ばれる事業所となるためには、同業他社との差別化やサービスの質の向上のための業務改善等の取組が必要であるため。
<b>目指す姿</b>	専門職が多く在籍し、多種多様な事業を実施している社協の強みを生かしながら、当協議会の介護・障害福祉サービスのブランドを確立します。また、サービス改善を続けながら、利用者や関係機関の満足度を向上させ、地域における信頼と評価を獲得します。
<b>年次計画</b>	
<b>年度</b>	<b>実施項目</b>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者及び関係機関アンケートの作成と実施及び同業他社の調査</li> <li>②利用者及び関係機関アンケートや苦情・要望、利用・終結理由等の分析</li> <li>③利用者が求めるサービス内容や改善事項の把握及びサービス改善の実施</li> <li>④当協議会の他部門と連携しながら、介護・障害福祉サービスの強みや活動内容、研修の実施状況等を地域へ情報発信・PR活動</li> <li>⑤ブランディング施策に向けた現状分析</li> </ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者及び関係機関アンケートの実施及び同業他社の調査</li> <li>②利用者及び関係機関アンケートや苦情・要望、利用・終結理由等の分析</li> <li>③利用者が求めるサービス内容や改善事項の把握及びサービス改善の実施</li> <li>④当協議会の他部門と連携しながら、介護・障害福祉サービスの強みや活動内容、研修の実施状況等を地域へ情報発信・PR活動</li> <li>⑤ブランドアイデンティティの構築 *職員間で当協議会の存在意義や価値観、ロゴ、スローガン等を職員全体で共有しながら検討</li> <li>⑥広報戦略について検討</li> </ul>
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者及び関係機関アンケートの実施及び同業他社の調査</li> <li>②利用者及び関係機関アンケートや苦情・要望、利用・終結理由等の分析</li> <li>③利用者が求めるサービス内容や改善事項の把握及びサービス改善の実施</li> <li>④当協議会の他部門と連携しながら、介護・障害福祉サービスの強みや活動内容、研修の実施状況等を地域へ情報発信・PR活動</li> <li>⑤ブランディング施策の策定</li> <li>⑥ブランディング施策の説明会等を実施し、職員全体で共有</li> </ul>

令和11年度	①利用者及び関係機関アンケートの実施及び同業他社の調査 ②利用者及び関係機関アンケートや苦情・要望、利用・終結理由等の分析 ③利用者が求めるサービス内容や改善事項の把握及びサービス改善の実施 ④ブランディング施策に基づき、地域への情報発信や活動の実践等 ⑤情報発信や活動の実践等の状況の点検	
令和12年度	①利用者及び関係機関アンケートの実施及び同業他社の調査 ②利用者及び関係機関アンケートや苦情・要望、利用・終結理由等の分析 ③利用者が求めるサービス内容や改善事項の把握及びサービス改善の実施 ④ブランディング施策に基づき、地域への情報発信や活動の実践等 ⑤ブランディング施策の評価及びブラッシュアップ	
評価指標等	令和6年度基準	目標（令和12年度）
利用実績（入所）	利用率77.9%	利用率94.5%
利用実績（通所）	通所介護20.3人 通所リハ17.6人	通所介護22.0人 通所リハ23.5人
月間利用実績（訪問介護）	利用者数288人	利用者数350人
月間利用実績（いわはな）	利用者数103人	利用者数110人
月間平均利用者数（あすみーる）	グループホーム5.9人 小規模多機能型13.5人 基準該当サービス19.8人 地域活動18.1人	グループホーム5.9人 小規模多機能型18.0人 基準該当サービス25.0人 地域活動20.0人
利用者満足度	90.0% サービス満足度項目：（満足+やや満足）÷回答者数	92%
SNSの閲覧数	－	令和7年度比50%増
当協議会の介護・障害福祉サービスについて、事業主体が東松山社協であることの利用者認知度	－	100%

**第2群重点取組2（多様なニーズに対応できる人材育成）**

<b>取組理由</b>	困難事例への対応や多種多様なニーズに応えるためには職員のスキル（能力・資格）が不足しており、より専門的な人材を育成する必要があるため。
<b>目指す姿</b>	当協議会の存在意義や役割を念頭に職員が専門的知識や技術を習得し、業務に関連する資格を積極的に取得するとともに、関係機関と連携しながら多種多様なニーズに適切に対応できる事業所を目指します。
<b>年次計画</b>	
<b>年度</b>	<b>実施項目</b>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護業務チェックリストの作成（基礎・応用・専門的業務の明確化）</li> <li>②基本的介護技術や接遇・コミュニケーション等の基礎研修を重点的に実施</li> <li>③各職員の保有資格や研修受講等の把握</li> <li>④資格取得計画の策定</li> <li>⑤介護・障害福祉サービス部門共通の研修プログラム・キャリアパスの検討</li> </ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基本的介護技術や接遇・コミュニケーション等の基礎研修を重点的に実施</li> <li>②介護業務チェックリストの基礎項目の点検</li> <li>③資格取得計画の見直し</li> <li>④資格取得計画に基づく積極的な資格取得</li> <li>⑤介護・障害福祉サービス部門共通の研修プログラム・キャリアパスの体系整備</li> </ul>
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護業務チェックリスト（基礎項目）の未完了者への基礎研修の実施</li> <li>②形態別介護技術やリスクマネジメント、困難事例対応等の応用研修の実施</li> <li>③介護業務チェックリストの基礎・応用項目の点検</li> <li>④資格取得計画の見直し</li> <li>⑤専門的業務の資格取得や外部研修への参加</li> <li>⑥介護・障害福祉サービス部門共通の研修プログラムや・キャリアパスの実施</li> </ul>
令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護業務チェックリストの基礎・応用項目未完了者への基礎・応用研修の実施</li> <li>②介護業務チェックリストの点検</li> <li>③資格取得計画の見直し</li> <li>④専門的業務の資格取得や外部研修への参加</li> <li>⑤介護・障害福祉サービス部門共通の研修プログラムや・キャリアパスの実施</li> </ul>

令和12年度	①介護業務チェックリストの基礎・応用項目未完了者への基礎・応用研修の実施 ②介護業務チェックリストの点検 ③資格取得計画の見直し ④専門的業務の資格取得や外部研修への参加 ⑤介護業務チェックリストと資格取得計画の評価 ⑥介護・障害福祉サービス部門共通の研修プログラムや・キャリアパスの実施及び評価	
評価指標等	令和6年度基準	目標（令和12年度）
専門的資格の取得割合	-	令和7年度比50%増
能力開発上の取組課題の自己評価達成率	-	75%以上
定期開催以外の担当者会議出席率	-	100%

<b>第2群重点取組3（サービスの提供体制の整備）</b>	
<b>取組理由</b>	利用者へのサービスを安定して提供するためには、業務の効率化やサービスの標準化が課題となっている。ICTの活用や職場環境の整備により生産性を向上させ、無資格者や外国人人材等の教育システムの強化により、多様な人材を生かす取組が必要であるため。
<b>目指す姿</b>	職場環境改善や業務の効率化、マニュアルの整備、円滑な連携等により生産性を高めることで、利用者へのサービスを安定的に提供できる体制を確立します。また、無資格者や外国人人材等の教育システムの仕組みを整備することで、多様な人材が活躍できる事業所を目指します。
<b>年次計画</b>	
<b>年度</b>	<b>実施項目</b>
令和8年度	①ICTの活用や業務改善、マニュアルの整備等の現状の確認 ②職場環境調査（業務時間・人間関係・チームワーク・コミュニケーション・勤務体制・教育体制・安全衛生等）を作成して実施し、課題を整理 ③無資格者や外国人人材等の業務分掌を明確化し、教育プログラムを検討 ④他部門や他職種との会議を開催し、法人内の連携体制を検討
令和9年度	①業務効率化のための業務改善活動の検討 ②介護・障害福祉サービス部門共通マニュアルの策定に向けた検討の開始 ③無資格者や外国人人材等の教育プログラムの策定 ④部門間・職種間での連携が円滑にできる連携体制の整備
令和10年度	①業務効率化のための業務改善計画を策定し、改善策を実施 ②介護・障害福祉サービス部門共通マニュアルの策定 ③無資格者や外国人人材等の教育プログラムに基づく対応と指導担当者向け研修の実施 ④部門間・職種間での円滑な連携と評価
令和11年度	①業務効率化のための業務改善計画を策定し、改善策を実施 ②介護・障害福祉サービス部門共通マニュアルの活用と実践、見直し ③無資格者や外国人人材等の教育プログラムに基づく積極的な受入れ ④部門間・職種間での円滑な連携と評価
令和12年度	①業務効率化のための業務改善計画を策定し、改善策を実施 ②介護・障害福祉サービス部門共通マニュアルの活用と実践、見直し ③業務改善活動や多様な人材の受入れ状況の評価 ④サービスの提供体制の課題の整理 ⑤部門間・職種間での円滑な連携と評価

評価指標等	令和6年度基準	目標（令和12年度）
職員一人当たりの生産性（入所）	678千円/月 収入÷職員数（常勤換算）	797千円/月 収入÷職員数（常勤換算）
職員一人当たりの生産性（通所）	668千円/月 収入÷職員数（常勤換算）	801千円/月 収入÷職員数（常勤換算）
職員一人当たりの生産性（訪問介護）	511千円/月 収入÷職員数（常勤換算）	590千円/月 収入÷職員数（常勤換算）
職員一人当たりの生産性（かがやき）	459千円/月 収入÷職員数（常勤換算）	460千円/月 収入÷職員数（常勤換算）
職員一人当たりの生産性（あすみーる）	395千円/月 収入÷職員数（常勤換算）	480千円/月 収入÷職員数（常勤換算）
職員の離職率	11.2%	10.0%未満
外国人人材の介護福祉士取得率	—	100%

\* 職員一人当たりの生産性における収入は、令和6年度介護報酬で算出

**第3群重点取組1（事業計画の効率的な推進と予算管理の強化）**

<p align="center"><b>取組理由</b></p>	<p>地域における福祉サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、事業計画の進捗管理や予算管理を強化する必要がある。また、限られた資源を効果的に活用して法人運営を行い、地域住民や関係機関からの信頼を高めたい。</p>
<p align="center"><b>目指す姿</b></p>	<p>効率的な事業計画と健全な予算管理に基づき、計画的かつ安定した事業運営を実施し、地域福祉コーディネーターの配置や支部運営の支援を継続して行うことで、住民主体の地域福祉が推進されている。</p>
<p align="center"><b>年次計画</b></p>	
<p align="center"><b>年度</b></p>	<p align="center"><b>実施項目</b></p>
<p align="center">令和8年度</p>	<p>①既存事業の統廃合検討体制等の準備（協議体、スケジュール、検討に向けた資料作成）                  ②地域福祉コーディネーター事業継続に向け、行政との協議、及び法人内繰入による事業継続                  ③令和7年度収支状況の分析                  （収益性の分析：サービス活動増減差額率、経常増減差額率）                  （費用の分析：人件費率、事業費率、事務費率）</p>
<p align="center">令和9年度</p>	<p>①既存事業の統廃合検討                  ②地域福祉コーディネーター事業継続に向け、行政との協議継続、及び法人内繰入による事業継続                  ③令和8年度収支状況の分析                  （収益性の分析：サービス活動増減差額率、経常増減差額率）                  （費用の分析：人件費率、事業費率、事務費率）</p>
<p align="center">令和10年度</p>	<p>①統廃合後の事業実施                  ②地域福祉コーディネーター事業継続に向け、行政との協議継続、及び法人内繰入による事業継続                  ③令和9年度収支状況の分析                  （収益性の分析：サービス活動増減差額率、経常増減差額率）                  （費用の分析：人件費率、事業費率、事務費率）</p>
<p align="center">令和11年度</p>	<p>①統廃合後の事業実施                  ②地域福祉コーディネーター事業継続に向け、行政との協議継続、及び法人内繰入による事業継続                  ③令和10年度収支状況の分析                  （収益性の分析：サービス活動増減差額率、経常増減差額率）                  （費用の分析：人件費率、事業費率、事務費率）</p>

令和12年度	①統廃合結果の成果確認 ②地域福祉コーディネーター事業継続に向け、行政との協議継続、及び法人内繰入による事業継続 ③令和11年度収支状況の分析 (収益性の分析：サービス活動増減差額率、経常増減差額率) (費用の分析：人件費率、事業費率、事務費率)	
<b>評価指標等</b>	<b>令和6年度基準</b>	<b>目標(令和12年度)</b>
法人全体の収支差益(基金の取崩考慮せず)	△86,533千円	20,000千円
地域福祉コーディネーター事業の継続	—	継続実施

**第3群重点取組2（ 地域福祉推進の担い手・団体等の確保 ）**

<b>取組理由</b>	社協会員や赤い羽根共同募金への協力など、地域福祉への理解者・協力者を増やし、地域活動基盤を強化するとともに、持続的な地域福祉の推進に向けた体制づくりを進めたい。
<b>目指す姿</b>	市民等が気軽に地域福祉活動に参加できる環境があり、地域福祉推進に協働できる地域、及び関係機関等と協働しながら地域生活課題の解決に向けた取組ができる地域となっている。
年次計画	
年度	実施項目
令和8年度	①特別会員・法人会員増へ向けた働きかけ対象、方法の検討 ②寄付方法の多様化に向けた調査、及び地域生活課題の解決のため、ファンドレイジング等を活用し地域の多様な主体と協働して取り組む寄付金受入の検討 ③社会福祉法人のネットワーク構築に向けた行政等への働きかけ、社会福祉法人への調査、結果分析
令和9年度	①特別会員・法人会員対象への働きかけツール作成及び実施 ②寄付方法の多様化に向けた調査結果から取り組む方法の決定とその仕組みの構築に向けた詳細な調査、及び地域生活課題の解決のため、ファンドレイジング等を活用し地域の多様な主体と協働して取り組む寄付金受入の検討・実施 ③「（仮称）社会福祉法人連絡会」の立ち上げ
令和10年度	①特別会員・法人会員の対象への働きかけ継続 ②寄付方法の多様化に向けた仕組み構築、及び地域生活課題の解決のため、ファンドレイジング等を活用し地域の多様な主体と協働して取り組む寄付金受入の検討・実施継続 ③「（仮称）社会福祉法人連絡会」での取組実施
令和11年度	①特別会員・法人会員の対象への働きかけ対象の追加検討、及び働きかけ実施 ②寄付方法の多様化に向けた仕組みによる寄付受入、及び地域生活課題の解決のため、ファンドレイジング等を活用し地域の多様な主体と協働して取り組む寄付金受入の検討・実施継続 ③「（仮称）社会福祉法人連絡会」での取組継続、強化

令和12年度	①特別会員数・法人会員数の推移確認、及び働きかけ継続 ②寄付方法の多様化に向けた仕組みによる寄付受入継続・評価、及び地域生活課題の解決のため、ファンドレイジング等を活用し地域の多様な主体と協働して取り組む寄付金受入の評価 ③「（仮称）社会福祉法人連絡会」での取組継続、強化	
<b>評価指標等</b>	<b>令和6年度基準</b>	<b>目標（令和12年度）</b>
特別会員の会員数と金額	会員数 96名 金額 199,000円	会員数 120名 金額 250,000円
法人会員の会員数と金額	会員数 135法人 金額 1,055,000円	会員数 170法人 金額 1,325,000円
ファンドレイジングによる寄付受入取組数	—	累計10取組
社会福祉法人のネットワーク構築 「（仮称）社会福祉法人連絡会」の立ち上げ、取組	—	公益的な取組 累計3取組

**第3群重点取組3（災害等に対応できる組織体制の構築）**

<b>取組理由</b>	災害や感染症の発生時においても、必要な福祉サービスを途切れることなく提供し、地域全体の安心を確保できるよう、平時から事業継続計画（BCP）に基づく行動を組織として定着させたい。
<b>目指す姿</b>	職員一人ひとりが防災計画と事業継続計画（BCP）の連動を理解し、有事発生時に組織として行動に移すことができ、地域住民への支援が取り組まれる体制となっている。
<b>年次計画</b>	
<b>年度</b>	<b>実施項目</b>
令和8年度	①各課のBCP訓練の実施状況や内容を把握するための調査票、職員の理解度を確認するためのアンケート等の内容検討及び作成・BCP訓練（全体）の準備 ②防災研修・防災訓練の実施 ③事業継続のための災害時協力先の調査
令和9年度	①実施状況等調査の実施、全体で連携したBCP訓練実施、BCP評価の仕組み（手順）の検討 ②防災研修・防災訓練の実施、及びアンケートの実施 ③確認した災害時協力先との連携方法の検討
令和10年度	①実施した全体BCP訓練の評価、課題分析 ②防災研修・防災訓練の実施、及びアンケートの実施 ③災害時協力先への連携のアプローチ
令和11年度	①全体でのBCP訓練実施 ②防災研修・防災訓練の実施、及びアンケートの実施 ③連携した内容の防災計画・BCPへの反映
令和12年度	①実施した全体BCP訓練の評価、課題分析 ②防災研修・防災訓練の実施、及びアンケートの実施

評価指標等	令和6年度基準	目標（令和12年度）
評価する仕組みの構築（BCP更新手順等）	—	完成
職員アンケート（防災訓練・BCP）結果による理解度	—	理解度の引き上げ ・理解している割合 80%以上
事業継続のための他団体との災害時協定の締結	2団体	4団体

## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画の周知

本計画は、法人の内部計画であるが、地域福祉の推進を目的としており、また第三次地域福祉活動計画との関連性も強いため、役員・評議員はもとより、Webサイトを活用し、広く地域住民に周知していきます。

### 2 計画期間における取組方法

第6章に掲げた各重点取組について、PDCAサイクルに従い本計画を推進していきます。

### 3 計画の進行管理・評価

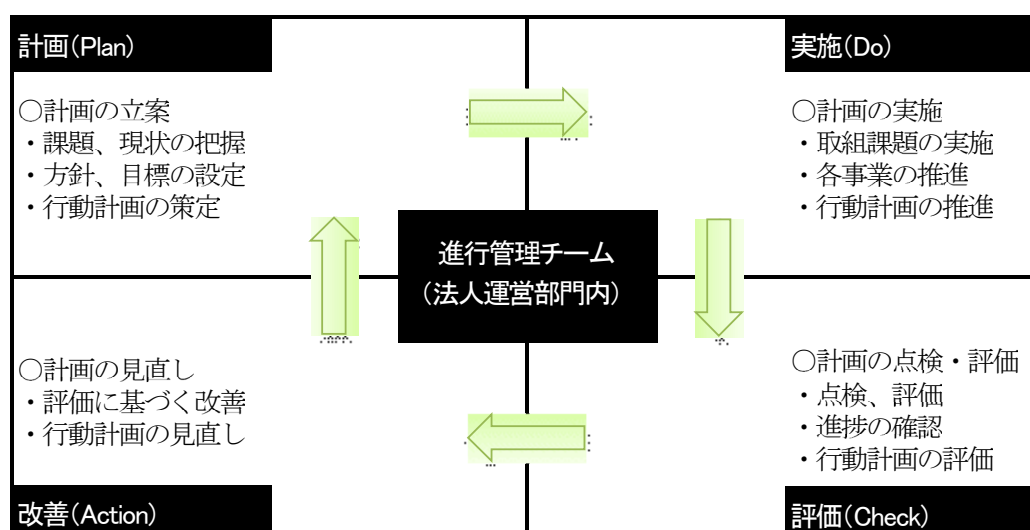
#### (1) 計画の進行管理

法人運営部門において、「進行管理チーム」を引き続き設置し、計画の進行管理事務等の実務を担います。各部門と連携を図りながら、毎年度進行状況を確認いたします。

#### (2) 計画の点検・評価

本計画の評価については、策定委員会による点検・評価を年1回実施していきます。

#### 【計画の推進体制】





資 料 編

## 1. 計画の策定経過

年 月 日	会議名等	主な内容
令和7年 5月	アンケート実施	・第2期発展・強化計画の各事業群に対する 職員アンケートの実施
令和7年 6月10日	理事会	・第3期発展・強化計画策定に向けた取組の報告
令和7年 7月2日	ワーキンググループ (第1回)	・第2期発展・強化計画の各事業群のSWOT分析
令和7年 7月31日	ワーキンググループ (第2回)	・第2期発展・強化計画の各事業群の評価 ・第3期発展・強化計画の重点取組について
令和7年 8月19日	策定委員会 (第1回)	・第2期発展・強化計画の評価について ・第3期発展・強化計画の重点取組について
令和7年 9月5日	ワーキンググループ (第3回)	・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について
令和7年 9月24日	理事会	・第3期発展・強化計画策定に向けた取組の報告 (第2期の評価、第3期重点取組について)
令和7年 10月1日	ワーキンググループ (第4回)	・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について
令和7年 10月	意見等聴取	・第3期発展・強化計画の重点取組(案)等に対する 職員からの意見等の聴取
令和7年 11月5日	ワーキンググループ (第5回)	・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について
令和7年 11月21日	策定委員会 (第2回)	・第3期発展・強化計画(案)について ・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について
令和7年 12月12日	ワーキンググループ (第6回)	・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について
令和7年 12月15日	理事会	・第3期発展・強化計画策定に向けた取組の報告 (第3期発展・強化計画(案)、重点取組等について)
令和7年 12月26日	ワーキンググループ (第7回)	・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について
令和8年 1月9日	ワーキンググループ (第8回)	・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について
令和8年 1月29日	策定委員会 (第3回)	・第3期発展・強化計画(案)について ・第3期発展・強化計画の重点取組年次計画等について

年 月 日	会議名等	主な内容
令和8年 2月12日	理事会	・第3期発展・強化計画策定について (第3期発展・強化計画、重点取組等について)
令和8年 3月23日	評議員会	・第3期発展・強化計画策定の報告

## 2. 策定委員会、ワーキンググループ

### (1) 要 綱

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 地域の様々な課題に対応し、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、今後も地域福祉を推進する団体としての使命を果たすための具体的な指針となる発展・強化計画（以下「計画」という。）を策定するため、協議会の今後のあり方を中心として、事業、組織、財政基盤等の検討のための東松山市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めた事項に関すること。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 協議会の理事
- (2) 東松山市健康福祉部
- (3) 協議会の事務局長、次長及び課長

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

#### (委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会が必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見の聴取、関係資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(ワーキンググループの設置)

第9条 策定委員会にワーキンググループを設置し、運営等については、別途定めるものとする。

(策定委員会の事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、総務課が担当する。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会発展・強化計画策定に係るワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、今後も地域福祉を推進する団体としての使命を果たすため、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会発展・強化計画策定委員会設置要綱に基づき、ワーキンググループを設置する。

(ワーキンググループの所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 発展・強化計画（以下「計画」という。）策定の原案作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、発展・強化計画策定委員会（以下「委員会」という。）が必要と認められた事項に関すること。

(ワーキンググループの組織)

第3条 ワーキンググループは、協議会の事務局長、次長、課長、その他会長が必要と認める者で組織する。

2 ワーキンググループのリーダーを事務局長、サブリーダーを次長とする。

(任期)

第4条 ワーキンググループの任期は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

(意見の聴取等)

第5条 ワーキンググループは必要があると認めるときは、構成メンバー以外の者に意見の聴取、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第7条 ワーキンググループの事務局は、総務課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

### ○策定委員会 (10名)

氏名	所属・役職等
稲葉 一洋	理事 (立正大学名誉教授)
金杉 明	理事 (民生委員・児童委員代表)
山口 勉	東松山市健康福祉部次長
奥村 一彦	事務局長
澤井 太二郎	次長
内藤 高子	地域福祉課長
佐藤 美奈	総合相談課長
坂田 雅則	在宅福祉課長
川島 雅之	ケアサービス課長
大久保 知也	総務課長

### ○ワーキンググループ (グループリーダー以上の職員 50名)

氏名	所属・役職等	備考
奥村 一彦	事務局長	リーダー
澤井 太二郎	次長	サブリーダー
内藤 高子	地域福祉課長	
佐藤 美奈	総合相談課長	
坂田 雅則	在宅福祉課長	
川島 雅之	ケアサービス課長	
大久保 知也	総務課長	
上記職員以外 地域福祉課 3名、総合相談課 9名、在宅福祉課 10名、 ケアサービス課 18名、総務課 3名		